君津市教職員の働き方改革プラン

～ 業務量管理・健康確保措置実施計画 ～

（案）



君津市教育委員会

令和８年４月改訂

未来を担う子供たちのために、先生の働き方を変える！

教職員の負担軽減と働きやすさを高め、持続可能な学校教育を支える改革

君津市教職員の働き方改革プラン　R8改訂版について（概要）

令和8年4月1日　君津市教育委員会

君津市教育委員会では、令和3年に「君津市教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和7年1月に改訂を行った上で、本プランに基づいて学校の業務改善及び教職員の意識改革などに取り組んできたところである。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる「給特法」）の改正法の成立にあたり本プランも改訂した。

1　プランの位置づけについて

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、小中学校等の教育職員の業務量の適切な管理その他、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、必要な事項について定める。

2　主な内容

（1）目的

〇教職員が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備すること
〇教職を目指す方々が、安心して教師を職業選択できるようにすること

（2）趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における「働き方改革の一層の推進」「組織的な学校運営及び指導の促進」並びに「教員の処遇の改善」をはかるための措置を講ずる。

3　国の目指す指標

令和１１年度までに、１か月の時間外在校時間を平均３０時間程度に削減
→「月４５時間以下」の原則の徹底を通じて、全国平均の目標達成を目指す

4　市の目指す指標

（1）時間外在校時間の上限の設定

・月80時間以上の超過勤務者の割合　・・・・・　0%
・月45時間以上の超過勤務者の割合　・・・・・　5%未満

（2）教職員の意識改革

・子供と向き合う時間を確保できていると感じている教職員の割合　・・・・・　78%以上
・勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合　・・・・・　100%

（3）年次有給休暇の取得促進（年休取得率の向上）

・10日以上取得した教職員の割合　・・・・・　100%以上

― 目 次 ―

１　「君津市の教職員の働き方改革」の目的・・・・・・・・・・・・・　３

２　国の目指す働き方改革の指標や取組・・・・・・・・・・・・・・・　４

３　君津市の取組（教師の健康・福祉の確保に向けて）・・・・・・・・　５

４　時間外在校時間の経年変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

５　君津市の目指す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（１）時間外在校時間の上限設定・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（２）教職員の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（３）年次有給休暇の取得促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

６　君津市教育委員会の働き方改革の取組・・・・・・・・・・・・・・　９

７　君津地方４市の各学校における具体的な取組事例・・・・・・・・　１１

（１）業務改善の推進（中学校は部活動を含む）・・・・・・・・・・　１１

（２）部活動の負担軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

（３）勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制・・・・・・　１４

（４）学校を支援する人材の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

（５）学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進・・・・・・・　１５

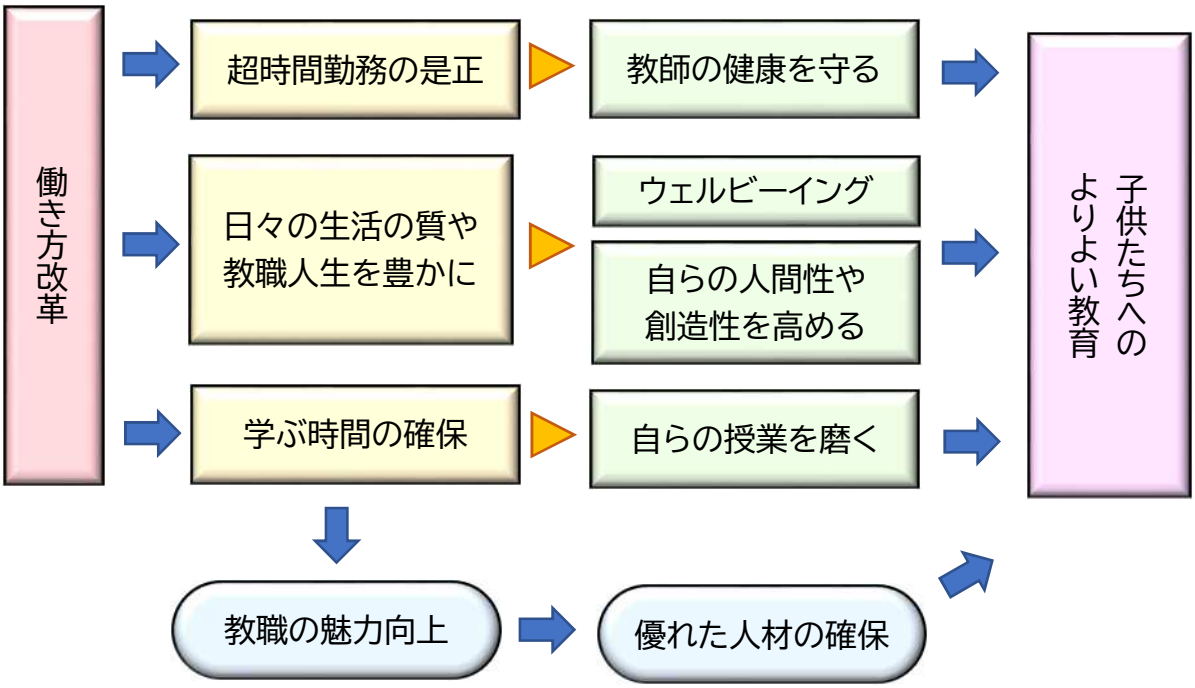
（６）方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ・・・・・・・　１５

８　関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・・　１６

1　国の目指す「働き方改革」の目的

持続可能な学校運営と君津市の教育の質をさらに高めるために、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えることで、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現と、子供たちに向き合う時間を確保することを目的とする。

○教職員が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備すること
○教職を目指す方々が、安心して教師を職業選択できるようにすること



【計画策定義務化の意義（文部科学省資料より抄出）】

〈趣旨〉

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における

「働き方改革の一層の推進」「組織的な学校運営及び指導の促進」

並びに「教員の処遇の改善」をはかるための措置を講ずる。

（１）学校における働き方改革の一層の推進

①教育委員会の措置（役割）

○「業務量管理・健康確保措置実施計画」（働き方改革プラン）の策定と公表の義務化

・市教委の役割…計画策定と公表及び総合教育会議への報告（R8.4.1～）
進捗管理（モニタリング）

・県教委の役割…市町村教委への指導助言等の努力義務

②学校の措置（役割）

○学校評価をもとに学校運営の改善を図るための措置（取組）が、上記計画（働き方改革プラン）に適合するものとなることを義務付ける。
（学教法第４２条）

○コミュニティスクールの場合、学校基本方針に（働き方改革プラン）を盛り込む。（地教行法第４７条の５）

（２）組織的な学校運営及び指導の促進

○「主務教諭」（総合調整係）の職の新設（学教法第２７条、第３７条関係）

（３）教員の処遇の改善

①高度専門職にふさわしい処遇の実現

○教職調整額（校長、教頭は対象外）を段階的に１０％まで引き上げる。

②職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

○学級担任加算（複式学級には適用しない）

○指導研修を受けているものは、教職調整額を支給しない。

２　国の目指す働き方改革の指標や取組

令和１１年度までに、１か月の時間外在校時間を平均３０時間程度に削減
→「月４５時間以下」の原則の徹底を通じて、全国平均の目標達成を目指す

（１）目標達成のために政府が講ずる措置

①教師１人当たりの担当する授業時間の削減
②教育課程の編成の在り方についての検討
③教職員定数の標準の決定
④支援スタッフの増員
⑤不当な要求等を行う保護者等への対応についての支援（カスタマーハラスメント対応）
⑥部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）より

（２）施行時期

処遇改善関連（調整額引上げ）は２０２６年１月１日から、その他の制度改正は２０２６年４月１日からの施行。

3　君津市の取組（教師の健康・福祉の確保に向けて）

〈働き方改革の趣旨〉
教師が「学びの専門家」として、安心して、子供に全力で向き合えるようにするため、これまでの取組を基に学校と教育委員会が連携して「働き方改革」を徹底して進める

〈今後実施する取組〉
○業務量管理・健康確保措置実施計画（働き方改革プラン）」の策定、公表、実行
○「計画」と「進捗状況」の総合教育会議への報告
○個々の学校・教師の勤務時間のモニタリング
○「君津市版学校におけるカスタマーハラスメント対応マニュアル（仮称）」の作成
○長期休業中の多様な働き方実施についての検討
○共同学校事務室についての検討（事務職員の参画）

〈継続していく取組〉（取組の主体）
○地域の理解を得るための周知・広報（市）
○市長部局との連携（市）
○学校徴収金代行システム導入の準備（市）
○夜間や週休日の市役所電話対応（市）
○会議の目的や内容に応じた開催方法の工夫（オンライン会議等）（市）
○君津市部活動ガイドラインの遵守の働きかけ・地域展開の取組（市）
○長期休業期間中の学校閉庁日の設定（市・学校）
○学年始めの準備期間平日５日間を確保（市・学校）
○保護者等への働きかけ（保護者連絡アプリにて）（市・学校）
○人事評価の項目に「働き方改革」を設定（市・学校）
○市教育委員会及び学校行事の精選と削減（市・学校）
○週案のコメント廃止（時数管理と授業記録のみ）（市・学校）
○修了式と離任式を同日開催（市・学校）
○給食費公会計化の導入、中学校修学旅行の業者へ直接振り込み（市・学校）
○デジタル化の推進（職員会議資料の電子化、学校評価等）（市・学校）
○教育課程の新たな編成による教育活動を確保した中での工夫（学校）
○校務ＤＸの有効活用促進（出席簿、通知表、指導要録等）（学校）

4　時間外在校時間の経年変化

これまでの取組により、教職員（教諭、養護教諭、事務職員、※講師）の時間外在校時間は次のように変化してきている。　※講師はフルタイム勤務の職員のみカウント

＜教諭等における在校時間等調査結果＞　月８０時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	君津市	千葉県	君津市
R4. 11月	4. 4%	2. 7%	20. 5%	12. 9%
R5. 11月	2. 7%	0. 9%	17. 7%	13. 6%
R6. 11月	2. 4%	0. 9%	15. 0%	11. 9%
R7. 11月	未公表	0. 8%	未公表	10. 5%

小学校〈R4〉2.7% → 〈R7〉0.8%（1.9 ポイントの改善）

中学校〈R7〉12.9% → 〈R7〉10.5%（2.4 ポイントの改善）

＜教諭等における在校時間等調査結果＞　月45時間以上の超過勤務者の割合

調査実施時期	小学校		中学校	
	千葉県	君津市	千葉県	君津市
R4. 11月	47. 0%	32. 1%	58. 9%	52. 1%
R5. 11月	39. 9%	27. 2%	53. 7%	51. 5%
R6. 11月	35. 1%	22. 8%	46. 0%	35. 6%
R7. 11月	未公表	18. 2%	未公表	21. 7%

小学校〈R4〉32.1% → 〈R7〉18.2%（13.9 ポイントの改善）

中学校〈R7〉52.1% → 〈R7〉21.7%（30.4 ポイントの改善）

5　君津市の目指す指標

各項目について君津市の目指す目標値を定めモニタリングしながらフォローアップを図る。

（１）時間外在校時間の上限設定

○「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、特別な場合を除き、１か月あたり４５時間、１年あたり３６０時間を超えないようにする。

【君津市の目指す指標】

令和１１年度１１月（調査基準月）の数値を次のとおりとする。

・月８０時間以上の超過勤務者の割合　０％

・月４５時間以上の超過勤務者の割合　５％未満

＜教諭等における在校時間等目標値＞

調査実施時期	小学校		中学校	
	45時間以上	80時間以上	45時間以上	80時間以上
R 7.11月(結果)	18.2%	0.8%	21.7%	10.5%
R 8.11月(目標)	14.9%	0.6%	17.5%	7.8%
R 9.11月(目標)	11.6%	0.4%	13.3%	5.2%
R10.11月(目標)	8.3%	0.2%	9.1%	2.6%
R11.11月(目標)	5.0%	0.0%	5.0%	0.0%

※「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間７時間４５分を減じた時間を表している。

（２）教職員の意識改革

○教職員が心身ともに健康を保ち、持続可能な学校運営と教育の質を高めるために、教職員一人一人が働き方を見直し、限られた時間の中で計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つとともに、具体的な業務の改善を目指す。

【君津市の目指す指標】

令和１１年度１１月（調査基準月）の数値を次のとおりとする。

・子供と向き合う時間を確保できていると感じている教職員の割合　７８％以上

・勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合　１００％

調査時期	子供と向き合う時間を確保できていると感じている教職員の割合	勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合
R 7.11月（結果）	62%	85%
R 8.11月（目標）	68%	90%
R 9.11月（目標）	72%	93%
R10.11月（目標）	75%	96%
R11.11月（目標）	78%	100%

※「子供と向き合う時間」とは、休み時間や放課後等において、子供たちの様子を観察したり、遊んだり、相談にのったりする時間のことを指す。

※①②の指標は、本市Ｒ５年度調査結果（①５８％②８０％）から、県プランの数値目標（Ｒ８年度までに１０ポイント改善）を反映させ設定。

（３）年次有給休暇の取得促進

○　年次有給休暇を「特別な場合に取得するもの」ではなく、計画的・日常的に取得するものとして位置付け、心身の健康保持と意欲向上を図るため、年休取得率の向上を目指す。

【君津市の目指す指標】

令和１１年度の数値を次のとおりとする。

・１０日以上取得した教職員の割合　１００％

調査時期	１０日以上取得した教職員の割合
R 6(結果)	91.6%
R 7(結果)	未確定
R 8(目標)	94%
R 9(目標)	96%
R10(目標)	98%
R11(目標)	100%

なお、本プランは「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、この目標を遵守することのみを求めるものではない。

さらには、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本プランの趣旨に反するものであり、厳に慎むこととする。

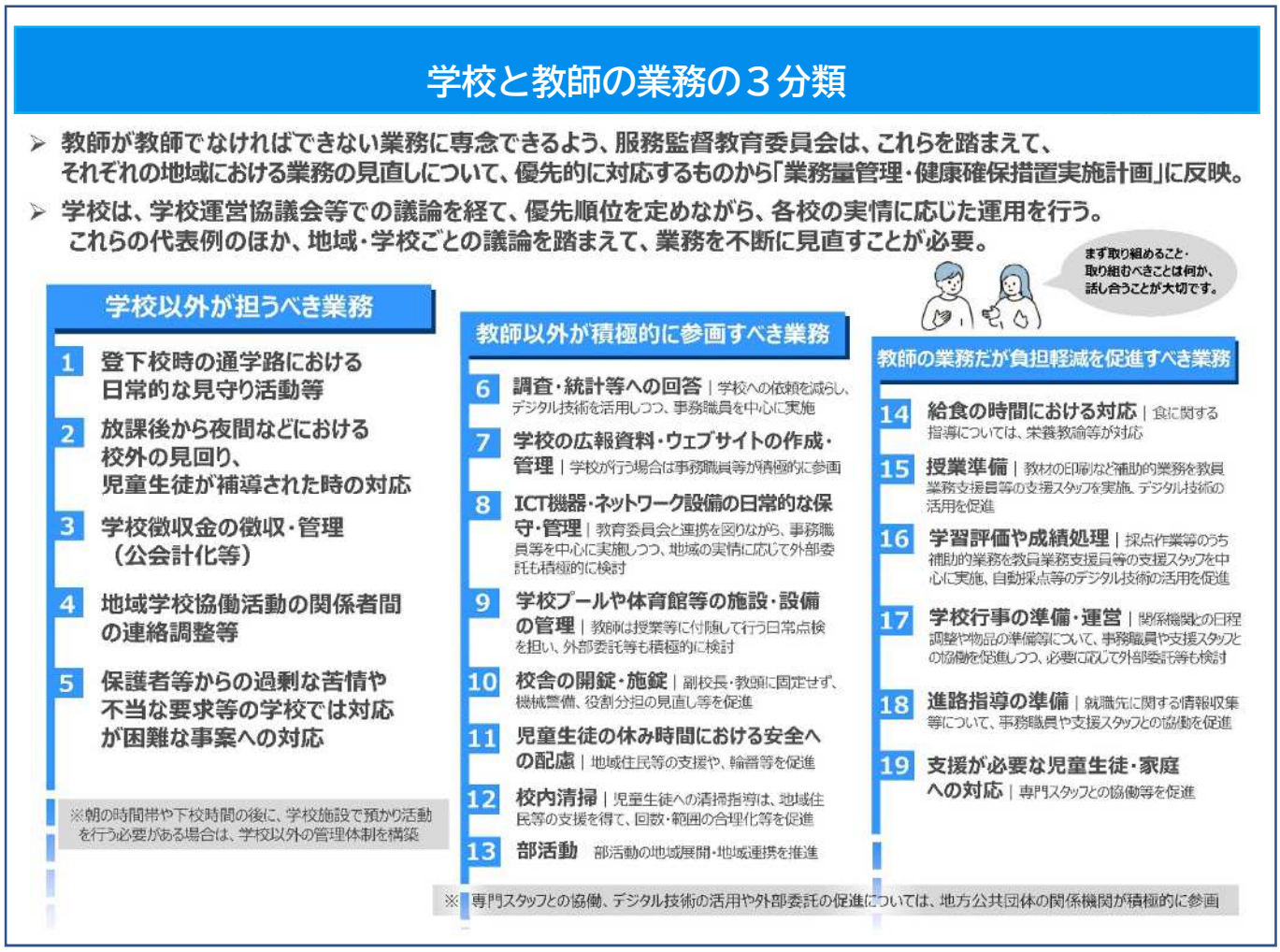
6　君津市教育委員会の働き方改革の取組

学校における働き方改革の推進にあたっては、令和７年６月に改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、指針）の中で「学校以外が担う業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を推進すべき業務」と整理された。

本市では、それぞれについて次に示す内容に取り組むこととする。

「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

本市としては、指針で示された全１９項目の内、以下の１３項目について当面取り組むこととする。



※　文部科学省資料「学校と教師の業務の３分類」より

次からの資料での丸数字は指針で示された３分類に対応した数字として記載

〈学校以外が担うべき業務〉

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域住民による通学路の見守り活動をさらに推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・君津警察署管内学校警察連絡委員会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

・給食費の公会計化。
・学校徴収金システムの導入。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・県のスクールロイヤーや学校問題解決支援チームの活用が積極的に図られるよう周知・啓発を推進する。
・君津市版カスタマー対応マニュアル（仮）を作成する。

〈教師以外が積極的に参画すべき業務〉

⑥調査・統計等への回答

・調査のうち、市教委で回答できるものについては学校へ依頼しないよう努めるとともに、市教委から学校へ発出する文書の縮減に努める。
・校務支援システムの機能等を活用することにより、文書収受や調査の回答に係る事務負担を軽減する。
・スクールサポートスタッフなど教師以外の積極的な参画により、教師の事務処理に係る負担を軽減する。
・学校事務体制の強化のために、共同学校事務室の整備を推進する。

⑧ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理にＩＣＴ支援員の活用を推進する。

⑨学校やプール体育館等の施設・設備の管理

・水泳指導において、実態に合わせて民間や公営のプール施設を活用する。

⑫校内清掃

・校内清掃の実施回数や範囲の合理化を進める。

⑬部活動

・君津市部活動ガイドラインを遵守する。
・本市の実態に応じて地域展開・地域連携に取り組む。

〈教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務〉

⑮授業準備
・印刷や物品等の準備など補助的な業務に対するスクールサポートスタッフ等支援員の参画を推進する。

⑯学習評価や成績処理
・採点作業や提出状況の確認など補助的な業務に対するスクールサポートスタッフ等支援員の参画を推進する。
・校務支援システムを始めとしたデジタル技術の活用を推進する。

⑰学校行事の準備・運営
・学校管理規則の改正により学年始め休業の平日５日間を確保する。
・事務職員及びスクールサポートスタッフ等支援員の職務を明確化し、教師との協働を促進する。
・長期休業中の多様な働き方実施についての検討を進める。

⑱支援が必要な児童生徒・家庭への対応（学校を支援する人材を確保する）
・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との協働を促進する。
・教育事務所や教育センターの連携を強化する。
・サポートティーチャー、サポートスタッフ、日本語支援員、図書館司書補助員、ＩＣＴ支援員、ＡＬＴ、用務員等の市雇用職員配置を確保する。
・市教委担当指導主事が学校を巡回訪問し、支援に係る助言や関係機関との連絡調整等を行う。

7　君津地方４市の各学校における具体的な取組事例

（１）業務改善の推進（中学校は部活動を含む）

No.	項　目	取　組　事　例
1	諸表簿	■提出書類等の簡略化 ・教科経営案、復命書（児童生徒の引率・県外出張は除く）、旅行届を廃止した。 ・学級経営案の６年分をＡ３版１枚に集約した。（小学校） ・学級経営案を目標申告に代えた。 ・週案は授業進度等について記入するが、コメント欄の記入は強制しないようにした。 ・校務支援システムの活用を図った。 ・通知表の総合所見を学年末の１回にした。 ・通知表の発行を年間２回にした。 ・成績処理日を設定した。

2	諸表簿	■週案の隔週提出 ・２グループに分けて、隔週の提出にした。 ・管理職等のコメントは、ローテーションで１名とした。
3	諸表簿	■行事予定、下校時刻の通知の一本化 ・統一各学年（学級）で出す便りの下校時刻や行事予定をなくし、学校からの便りで統一した。
4	研　修	■金曜日課の創設と校内研修の工夫 ・金曜日課は清掃をカットし１５分早く児童を下校させ、研修時間を確保した。 ・年間の回数を見直し、自主研修の時間を設けた。 ・官制研修（初任研、フォローアップ研修、中堅研修等）の活用を図った。
5	研　修	■校内研修の効率化 ・指導案検討は行わず、各自の希望により講師を招聘し、個人的に相談することとした。 ・研究紀要は発行しないこととした。 ・授業研は近隣の学校に公開し、授業研究会を行った甲斐が実感できるようにした。
6	行事精選	■募集作品の精選 ・夏休みの作品募集について大幅にカットした。
7	行事精選	■運動会の見直し ・運動会を半日開催に短縮し競技の見直しを行った。
8	行事精選	■陸上練習の効率化 ・朝練習を廃止した。 ・日課表を組み直し、４～６年の合同体育を６校時に組み入れて陸上の練習を行った。（小学校）
9	行事精選	■家庭訪問の実施形態変更 ・全家庭を訪問しての保護者との面会を廃止し、生徒の自宅住所の確認を目的とし、面会希望者のみ訪問、面会実施に変更した。
10	デジタル化	■学校評価アンケートのデジタル化
11	デジタル化	■デジタル採点システムの導入（有料）
12	デジタル化	■職員会議の資料の電子化 ・資料をＰＤＦにして職員用校務パソコンから閲覧できるようにした
13	日課時程	■日課時程の工夫 ・小学校の週指導時数を２９時間から２８時間にした ・休み時間を短縮した。（１０分→５分） ・朝読書や清掃・休み時間等を見直し、冬季５時間にして部活動の時間を確保しつつ授業時間も確保した。（中学校） ・月末は事務処理が多いので毎月最終日の下校時刻を早めた。

14	指導体制	■５・６年生の教科担任制 ・学級担任が学年分（３学級）の教科を１教科担当するようにした。
15	事業仕分	■事業仕分け会議の実施 ・複数の少人数グループで校内の事業について話し合い各グループが提案した。
16	養護教諭	■朝の早い時間帯でやっていた校舎内の見回り ・トイレットペーパー補充や窓開けのための見回りをできるタイミングに変更
17	養護教諭	■使い捨てのものを使用 ・視力検査の斜眼子・歯科検診の歯鏡・耳鼻科検診の舌圧子
18	養護教諭	■保健だよりを連絡があるときのみ発行 ・月１回発行ではなく、連絡があるときのみ発行している ■スクールサポートスタッフの活用 ・健康診断表への入力補助や確認
19	事務職員	■各種マニュアルの作成や見直し ・学校徴収金マニュアル、教員向け事務処理マニュアル、事務職員向けマニュアルなどについて検討した。
20	事務職員	■ＰＣの事務共有フォルダの作成
21	事務職員	■修学旅行積み立ての廃止 ・旅行費は修学旅行業者へ直接振り込みとした。 ■学校徴収金の会計報告 ・保護者宛の会計報告を「毎学期末」から「年度末」１回に変更した。

（２）部活動の負担軽減

No.	項　目	取　組　事　例
1	取組時間	■ノー部活デーを週設定の他、さらに月１回の実施
2	取組時間	■部活動（朝練習）の見直し ・冬季の朝練習を実施しない。ただし、大会を控えている場合は、保護者の同意を得て、教育委員会に申請し活動許可を得る。
3	取組時間	■部活動平日２日朝放課後練習なし

（３）勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

No.	項　目	取　組　事　例
1	意識改革	■働き方改革推進委員の任命
2	意識改革	■退勤予定時刻の視覚化 ・定時退勤の予定日を出勤札にマグネットにより視覚化することで、本人の意識を高めるとともに、他職員にも伝えることで業務支援につなげ、定時退勤の実行を図った。 ・自分の業務を計画的に進める意識を持ち、メリハリをつけた働き方を行うようにした。
3	取得促進	■年休を計画的に取得 ・学年内で月や週を決めて計画的に取得するようにした。
4	取得促進	■夏季休業中の職員出勤日をなくす
5	時間外 勤務抑制	■勤務時間外の電話の取扱い ・保護者宛て文書にて、勤務時間の周知を図った。 「本校職員の勤務時間は、8:00～16:30 です。本校は、働き方改革を進め、ご家庭・地域の皆様とともに、より質の高い教育の推進に努めます。」との文言
6	養護教諭	■養護教諭の不在を提示 ・養護教諭不在時の対応について提示して、いつでも休めるようにした。

（４）学校を支援する人材の確保

No.	項　目	取　組　事　例
1	ボランティア	■草刈りボランティア募集
2	ボランティア	■ボランティア活動の推進 ・改めて学校支援ボランティアを保護者、地域に募集した

（５）学校・家庭・地域及び関係機関との連携の推進

No.	項　目	取　組　事　例
1	連絡方法	■電話連絡の改善 ・保護者への電話連絡は勤務時間内に行う。仕事中で出られない保護者にも早い時間に連絡して携帯電話に着信を残すことで、折り返しの連絡をしてもらうようにした。
2	連絡方法	■電子メール・ＳＮＳの活用 ・ＰＴＡ活動について、メールやＳＮＳで企画や運営を行った。
3	ＰＴＡ	■ＰＴＡ役員会議の見直し ・回数を減らし、時間を短縮した。
4	デジタル化	■ＰＴＡ総会の書面開催 ・総会資料はホームページに掲載するようにした。
5	地域・学校連携	■登校時の見守りの役割分担 ・ＰＴＡや地域の方々が立つ場所については職員が重ねて立つことをせず任せることとした。
6	地域・学校連携	■資源回収合同実施 ・学区の中学校と合同で資源回収を実施した。
7	地域・学校連携	■登校指導の改善 ・ＰＴＡと一緒に行っていたが、協力を依頼し登校指導はＰＴＡだけの実施とした。勤務時間内の下校指導の強化へつなげた
8	養護教諭	■学校医との連絡
9	養護教諭	■中学校区で合同開催 ・中学校区での学校保健委員会を開催した。開催にあたって、時間内に会議を持つことができた。

（６）方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

No.	項　目	取　組　事　例
1	ＰＤＣＡ	■学校の重点目標・経営方針に働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともにＰＤＣＡサイクルを構築する（校長） ・重点目標・経営方針に働き方改革の視点を入れる。 ・年度末までに点検・評価・見直しを行う。 ・全教職員に内容を周知する。
2	項目設定	■学校経営方針や目標申告の項目に、必ず「業務改善」の項目を設定し、働き方改革の具体的な成果が得られるよう取組を推進するとともに、教職員一人一人の「意識改革」を図る（校長）
3	視点設定	■重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに働き方に関する視点を盛り込む（教職員）

8　関連する取組、今後のフォローアップについて

○学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

○教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

○各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本プランの周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本プランに基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

○保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本プランの内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

※取組等の詳細については、君津市教育委員会にお問い合わせください

【連絡先】君津市教育委員会　学校教育課
０４３９－５６－１４０６

Memo

